

## 第 7 期島根県障がい福祉計画・第 3 期島根県障がい児福祉計画 (案)の概要について

### 1. 計画の基本的事項 [第 1 章]

#### (1) 計画の位置づけ

障害者総合支援法に規定する「障害福祉計画」と児童福祉法に規定する「障害児福祉計画」を、国基本指針に即して、広域的な見地から一体的に策定。

島根県障がい者基本計画に掲げる事項のうち、障害福祉サービス等、障害児通所支援等についての実施計画となるもの。

計画	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根 拠 法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画の性格	障がい者施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス等に関する実施計画	障害児通所支援等に関する実施計画
計画の内容	保健、医療、福祉、労働、教育や生活環境などの分野における障がい者施策全般について、その基本的な方向を定める。	国基本指針に即して、地域生活移行、一般就労への移行者数などの数値目標及び障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込、確保の方策を定める。	国基本指針に即して、障がい児支援の提供体制の整備に関する数値目標及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込、確保の方策を定める。

#### (2) 計画期間

令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 3 年間

#### (3) 基本的な考え方

島根県障がい者基本計画にのっとり、障がいのある人が、身近な地域において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービス提供体制の整備を図ることを基本とし、次のことに配慮して計画を策定します。

- ① 県内どこでも必要な障害福祉サービスを確保
- ② 施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- ③ 福祉施設から一般就労への移行を推進
- ④ 関係機関と連携した障がい児支援体制を構築

### 2. 推進体制及び達成状況の点検及び評価 [第 2 章]

- ・ 市町村、県関係部局、サービス事業者等の関係機関との連携を推進し、審議会委員の意見を踏まえて、計画を効果的に推進
- ・ 各年度で実績を点検、評価

### 3. 成果目標を定める取組 [第3章]

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行といった課題に対応するため、障害福祉サービス等の提供体制を整える必要があります。

目標項目	目標	国基本指針
地域生活移行者の増加	R8 年度末までの累計 77 人 (R4 年度末時点の施設入所者の 6.2%)	令和 4 年度末時点の施設入所者の 6%以上が地域生活へ移行
施設入所者の削減	R8 年度末までの累計 67 人 (R4 年度末時点の施設入所者の 5.4%)	令和 4 年度末時点の施設入所者から 5%以上削減

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

メンタルヘルスの不調や精神疾患は、全ての人が経験し得る身近な疾病であり、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があります。

	目標	国基本指針
退院後 1 年以内の地域における平均生活日数の上昇	退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上	退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上
1 年以上長期入院患者数 (65 歳以上、65 歳未満)	R8 年度の 1 年以上長期入院患者数 65 歳以上 589 人 65 歳未満 329 人	1 年以上長期入院患者数を、国提示の推計式を用いて設定
早期退院率 (入院後 3 か月時点、6 か月時点、1 年時点)	R8 年度の早期入院退院率 3 か月時点 68.9% 6 か月時点 84.5% 1 年時点 91.0%	退院率をそれぞれ 68.9%、84.5%、91.0%以上とする

(3) 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活において、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、グループホーム等の居住支援機能に、相談支援機能や緊急時対応機能などを付加した地域生活支援拠点の整備と機能の充実が求められています。

目標項目	目標	国基本指針
地域生活支援拠点等の整備（コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築）	R8 年度までに 37 箇所設置（6 圏域、15 市町村） 機能の充実に向けた検証及び検討の場の設置（15 市町村）	各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ以上確保しつつ、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者が自らその居住する場所を選択し、自立と社会参加を進めるためには、障がい福祉サービス等の提供体制を整備するとともに、福祉施設における就労支援や定着支援を強化する必要があります。

目標項目	目標	国基本指針
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の増加	R8 年度の移行者数 140 人 (R3 年度実績の 1.46 倍)	令和 3 年度実績の 1.28 倍以上
就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業、B 型事業を通じた一般就労への移行者数の増加	R8 年度の移行者数（対 R3 年度実績） 就労移行支援事業 83 人（1.4 倍） 就労継続支援 A 型事業 25 人（1.8 倍） 就労継続支援 B 型事業 62 人（1.6 倍）	それぞれ令和 3 年度実績の 1.31 倍、概ね 1.29 倍、概ね 1.28 倍以上
就労定着支援事業の利用者の増加	R8 年度の就労定着支援事業の利用者数 73 人 (R3 年度実績の 1.6 倍)	令和 3 年度実績の 1.41 倍以上
就労定着支援事業の就労定着率の向上	R8 年度の就労定着支援事業所のうち就労定着率が 7 割以上の事業所の割合 6.4 割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2.5 割以上

就労移行支援事業所の一般就労移行率の増加	R8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 6.1割	就労移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上
----------------------	--	------------------------

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な地域で提供する体制の構築が求められています。

目標項目	目標	国基本指針
児童発達支援センターの設置	R8年度までに9市町村に設置	各市町村に少なくとも1カ所以上設置（単独設置が困難な場合は圏域設置可）
保育所等訪問支援等の活用	R8年度までに12市町村に構築	全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築	R8年度までに策定	県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	R8年度までに8市町村に確保	各市町村に少なくとも1カ所以上確保（単独設置が困難な場合は圏域設置可）
医療的ケア児支援センターの設置及びコーディネーターの配置	R8年度までに県にコーディネーターを配置	令和8年度末までに県は、医療的ケア児支援センターを設置し、コーディネーターを配置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定	R8年度までに県、7圏域、14市町村に協議の場を設置	令和8年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置
障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行出来るようするための移行調整の協議の場の設置	R8年度までに協議の場を設置	令和8年度末までに県、指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

目標項目	目標	国基本指針
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組	R8 年度までに基幹相談支援センターを設置（12 市町村） R8 年度までに地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保（15 市町村）	令和 8 年度末までに各市町村に基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の多様化やサービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要なサービスを適切に提供することが求められています。

目標項目	目標	国基本指針
障がい福祉サービス等の質の向上（計画的な人材養成の推進）	R8 年度修了見込み者数 ・相談支援専門員研修（初任者 120・現任 50・主任 0） ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎 150・実践 120・更新 200）	県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みを定める
	R8 年度までに研修を 1 回、30 人に実施	県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定

4. 障がい福祉サービス、障がい児を対象としたサービス等の見込量 [第 4 章]

障がい者や事業所へのアンケート等により地域の実情やニーズを把握したうえで、各市町村が設定したサービス見込量等を積み上げています。

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス業
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援
- (5) 発達障がい者等に対する支援

## 5. その他の記載事項 [第5章～第7章]

- (1) 人材育成及びサービスの質の向上のための取組
  - ・研修等による人材の育成、提供サービスに対する第三者評価に関する取組の推進
- (2) 県が実施する地域生活支援事業
  - ・市町村を補完する立場から、特に専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、派遣事業等を実施
  - ・発達障がい者等に対する支援に関する活動指標を記載
- (3) 圏域別計画
  - ・圏域ごとに、圏域の状況、成果目標、活動指標を記載